

令和2年第1回定例会
新冠町議会会議録
第1日（令和2年3月4日）

◎議事日程（第1日）

開議宣告

議事日程の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告（町長・教育長）
- 第 5 同意第 1号 新冠町公平委員会委員の選任について
- 第 6 報告第 1号 例月出納検査の結果報告について
- 第 7 承認第 1号 専決処分について
- 第 8 議案第 1号 第6次新冠町総合計画策定について
- 第 9 議案第 2号 新冠町中小企業・小規模企業振興条例の制定について
- 第10 議案第 3号 新冠町温泉保養施設設置条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第 4号 新冠町介護予防・生活支援条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第 5号 町道の路線認定について
- 第13 議案第 6号 令和元年度新冠町一般会計補正予算
- 第14 議案第 7号 令和元年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算
- 第15 議案第 8号 令和元年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算
- 第16 議案第 9号 令和元年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第17 議案第10号 令和元年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算
- 第18 議案第11号 令和元年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算

◎追加日程

- 第 1 議案第19号 令和元年度新冠町一般会計補正予算

閉議宣告

◎出席議員（12名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 芳住革二君 | 2番 長浜謙太郎君 |
| 3番 酒井益幸君 | 4番 武田修一君 |
| 5番 但野裕之君 | 6番 竹中進一君 |
| 7番 須崎栄子君 | 8番 氏家良美君 |
| 9番 秋山三津男君 | 10番 中川信幸君 |
| 11番 堤俊昭君 | 12番 荒木正光君 |

(午前10時00分 開会)

◎開会宣告

○議長（荒木正光君） 皆さん、おはようございます。ただいまから令和2年第1回新冠町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（荒木正光君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（荒木正光君） 議事日程を報告いたします。

議事日程は、お手元に配布した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（荒木正光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番、武田修一議員、5番、但野裕之議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（荒木正光君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月13日までの10日間といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月13日までの10日間とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。議案等調査のため、3月6日から9日までの4日間及び3月11日の1日を休会といたしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よって、3月6日から9日までの4日間及び3月11日の1日を休会とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（荒木正光君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長から、お手元に配布のとおり議案の提出がありましたので報告いたします。

次に、第4回定例会において可決された意見書は関係機関に提出しており、一部事務組合議会の開催状況、閉会中の諸行事の出席状況及び今定例会の説明員報告については、お

手元に配布のとおりですので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告（町長・教育長）

○議長（荒木正光君） 日程第4、行政報告を行います。

議案の審議に先立ち、町長並びに教育長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 令和2年第1回新冠町議会定例会を招集いたしましたところ、委員各位には時節柄何かとご多用の中ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。行政報告につきましては、令和元年第4回定例会以降の主要な行政動向について8項目を挙げておりますが、1番から7番まではお手元に配付しております資料にて、口頭での報告を省略させていただきます、8番目に挙げております新型コロナウイルス感染症対策についてのみ、ご報告申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策について昨年12月以降、中国湖北省武漢市を中心に発生し、年を明けてからは日本国内、北海道内においても感染者が発生、拡大し、去る2月28日には都道府県別で最多の感染者が発生しております。北海道において、緊急事態宣言を行うに至っております「新型コロナウイルス感染症」対策に関し、これまでの経過と今後の対応について報告いたします。

まず、現在までの感染者の発生状況でございますが、1月16日に日本国内において初めて感染者が確認されておりますが、北海道においては1月28日に武漢市からの観光客であった40代女性が初の感染者として確認されて以降、日を追うごとに感染者が拡大する中、2月22日には苫小牧市で、26日には新ひだか町においても2名の感染者が確認され、3月3日の午前7時現在で、国内では274名、北海道内では77名の感染が確認されたと公表されております。これに対し、国においては1月30日に「新型コロナウイルス感染症対策本部」が設置され、2月1日には検疫法に基づく感染症に指定するなどの措置が講じられましたが、感染拡大が続く事態を踏まえ、2月20日に「イベント開催に関する国民の皆様へのメッセージ」、25日に「新型コロナウイルス感染症の基本方針」、そして28日には3月2日から春休み期間まで、全国の小中高等学校等の臨時休校の要請が出されているところでございます。北海道におきましては、1月28日に「北海道感染症危機管理対策本部」が設置され、医療機関や福祉施設、宿泊施設等への情報提供や注意喚起、相談窓口開設等の対策が取られておりましたが、道内での感染者拡大に伴い、2月28日には緊急事態宣言が出され、3月19までの3週間道民に対し週末の外出自粛等のお願いがあったところです。

一方、新冠町におきましては、1月中旬から国や道からの情報提供や注意喚起を注視しておりましたが、1月28日の道内での感染者確認を受けて、1月末日付けで町内社会福祉施設へ手洗い、咳エチケット等の予防対策や相談窓口等の情報提供、町民に対しては取り急

ぎ町ホームページへの注意喚起文書等の掲載、役場内へも同様の情報提供等を行うとともに、公共施設への手指消毒剤の設置と感染症対策に係る備蓄資機材の確認と必要となる物品調達等の対応を開始してございます。これらの情報共有も含め、2月4日に臨時庁内会議を開催し「新冠町新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき対応することで共通認識を図っていたところでございます。2月14日配布の町政事務委託文書におきましては、町民への情報提供として手洗いや咳エチケット等の感染症対策のお願いや状態に応じた医療機関への受診方法や相談窓口等についての周知文を全戸配布しているところであります。その後も道内外において感染者が拡大し、2月22日に苫小牧市で感染者が発生したことを受け、2月25日に「新冠町新型コロナウイルス感染症対策準備室」を設置し、町民からの電話相談や問い合わせに24時間対応の体制を整備し、3月15日まで町主催のイベントの原則中止の方針を決定するとともに、町主催以外のイベントについても開催の自粛に向けて関係団体と調整することに着手しております。翌日2月26日夕刻に、新ひだか町での感染者発生を受け、同日付けで対策準備室から「新冠町新型コロナウイルス感染症対策本部」へ改め、翌27日には第1回目の本部会議を開催し、町内における感染者の発生と蔓延の防止のため事前対策、情報収集等を講じるとともに、継続して本部会議を開催しているところであります。

次に、小中学校等教育施設等の状況についてですが、詳細はこの後の教育行政報告にもございますが、2月26日に北海道教育委員会から道内全ての小中学校に対し、2月27日から3月4日までの7日間の臨時休校要請が出されたことを受け、臨時校長会、教育委員会での協議を踏まえ、要請どおり臨時休校とする方針を決定したところでありましたが、さらにその後示された国の方針を踏まえ、3月24日まで期間延長を決定いたしました。また、学校施設と同様に複数の子どもが集まる「認定こども園ド・レ・ミ」、「子育て支援センター」、「放課後子ども教室」、「児童館」、「子ども発達支援センター」についても休所又は休止を決定し、その他の公共施設につきましても別紙資料にお示ししましたとおり、3月末まで休止等の取り扱いとしたところであります。町民の皆様方におかれましては、感染拡大や各種メディアからの様々な情報の提供により、ご自身はもとよりご家族や友人、知人等への感染拡大にご心配をされていることと思いますし、社会全体の混乱も生じかねない状況の中、おのおのご家庭で冷静に対処され、感染防止の取り組みにご協力いただいておりますことに深く感謝申し上げます。また、イベントや各種町実施事業においては、中止や延期、縮小や感染防止対策の実施など、ご不便をおかけしておりますが、引き続きご理解とご協力を願いたいと存じます。今後も、職員一丸となって感染拡大防止の取り組みと町民への正確な情報の発信に努め、少しでも皆様方のご不安を和らげられるよう取り進めてまいります。なお、この新型コロナウイルス対策に係る感染予防資機材の整備にかかる関係予算を本定例会初日に追加提案することとしておりますのでご審議、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

最後に、今定例会に提案しております案件ですが、人事案件1件、承認案件1件、一般

議案 5 件、令和元年度各会計補正予算 6 件、令和 2 年度各会計予算 7 件に加え、ただ今ご報告しました新型コロナウイルス感染症対策としての追加議案を 1 件提案することといたしております。それぞれ提案する際に具体的にご説明いたしますので、全案件とも提案どおりご決定いただきますようよろしくお願い申しあげまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（荒木正光君） 町長の行政報告が終わりました。

次に、教育長から行政報告を行います。

山本教育長。

○教育長（山本政嗣君） 議長から発言の許可をいただきましたので、令和元年第 4 回定例会以降の教育行政にかかわりましてご報告を申し上げさせていただきます。ご報告の項目は 6 点用意してございましたが、1 点目から 5 点目につきましてはお手元の資料をもって省略をさせていただきます、6 点目の新型コロナウイルス感染症の対策にかかわる教育委員会の対応についてご報告を申し上げます。

まず、教育委員会が所管いたします施設及び主催事業につきましては、町長からご報告のとおり、感染症対策本部の方針に基づき施設の休館、事業の中止又は延期を決定しておりますので、別添資料でご確認下さい。次に、小中学校の対応についてですが、2月26日北海道教育委員会から「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業」の通知があり、臨時校長会において学期末の授業、卒業式や高校入試などへの影響を確認した上で、道教委からの要請どおり2月27日から3月4日までの7日間の臨時休業措置を決定したところですが、2月28日には国の方針を踏まえ、道教委から臨時休業の延長要請がございました。この通知を受け、直ちに町理事者と協議の上、要請どおり3月24日まで休業期間を延長することを決定し、各校に通知したところでございます。一方、認定こども園と児童館における学童保育の対応では、2月26日夕刻に近隣町における感染者の確認報道を受け、休業措置が必要であると判断し、3月4日までの間休業することとしたところですが、今般の小中学校の休業期間延長決定を受け、3月末まで休業期間を延長することにいたしました。なお、両施設とも休業期間中のやむを得ない事情による保育要望には個別に対応させていただきますが、学童保育を行う町民センターは活動場所が限られているため、休館となるスポーツセンターを占有活用する考えでおります。最後に、今後予定しております卒業式や修了式の対応につきましては、式典内容や出席人員を縮小するなど、感染予防に配慮した上で開催する方向で準備を進めておりますが、今後の状況によっては、さらなる感染防止対策を講じることも想定しております。また、児童生徒の休業期間中の過ごし方や家庭学習・健康管理等に関してはしっかり対応していくため、現在各学校で準備を進めているところでございますが、休業期間中において2回程度の分散登校の実施についても検討しているところでございます。町民の皆さまには、事業の休止や学校・こども園などの休業・休館措置で、大変ご迷惑をおかけいたしますが、子どもの健康保持を第一とした集団感染予防の観点での対応でございますので、特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 教育長の行政報告が終わりました。

◎日程第5 同意第1号

○議長（荒木正光君） 日程第5、同意第1号 新冠町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 同意第1号 新冠町公平委員会委員の専任について提案理由を申し上げます。公平委員会委員長浜秋一氏は、令和2年3月29日をもちまして任期満了となりますが、引き続き長浜氏を公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるとするものでございます。長浜氏は、平成18年に公平委員会委員に選任されております。公平委員会委員の職務は公平・公正な職務を行政を確保するため地方公務員法の定めるところにより、職員の勤務条件に関する措置の要求、職員に対する不利益、処分を審査などを職務とするものでございます。長浜氏は農業委員会委員として5期15年、公平委員会委員として4期14年間の経験があり、更正で能率的な事務処理にも理解があり、行政についても識見を有する方でございますので適任と判断し、再任について同意を求めようとするものでございます。ご審議をいただきまして、提案どおりご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

これより、同意第1号 新冠町公平委員会委員の選任についての採決を行います。

お諮りいたします。同意第1号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第6 報告第1号

○議長（荒木正光君） 日程第6、報告第1号 例月出納検査等の結果報告についてを議題といたします。

監査委員より例月出納検査等の結果報告がありましたので、質疑を省略し、報告のとおり受理することといたしたいと思っております。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時25分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第7 承認第1号

○議長（荒木正光君） 日程第7、承認第1号 専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 承認第1号 専決処分について提案理由を申し上げます。地方自治法第179条第2項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるところでございます。次のページをお開き願います。専決処分書であります。令和元年度新冠町一般会計補正予算について地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和2年1月8日付をもって専決処分したものであります。

このたび専決処分いたしました補正の主な内容であります。令和2年1月8日午前10時40分頃、認定こども園ド・レ・ミの遊戯ホールにおいて、4歳児を対象に床にあおむけになり、足を使って移動するリズム遊びの指導中、床板の一部が園児の首付近に刺さり負傷する事故が発生したことから、直ちに医療機関を受診したところ、全治2日程度の軽傷で大きなけがには至りませんでした。今後の対応のためすぐさま調査したところ、全体的に床材の剥がれやゆがみが確認され、再発防止のため早急な改修が必要であると判断したのですが、議会を開くいとまがなかったことから、令和2年1月8日付をもって関係する補正予算を専決処分したものであります。予算書の1ページをお開き願います。令和元年度新冠町一般会計補正予算第1回目の専決の補正予算となります。歳入歳出予算の補正第1条規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ271万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ63億759万1,000円にしたものであります。事項別明細書の歳出から説明をいたしますので、6ページをお開き願います。9款教育費、4項認定こども園費、1目認定こども園費、271万7,000円の追加は認定こども園遊戯室ランチルームの床改修工事で、柔軟性のあるビニール床シートを床全体264平方メートルに張る工法で設計をしたものでございます。歳入に移りますので5ページをお開き願います。18款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、271万7,000円の追加は、前年度繰越金の予算化であります。

以上、承認第1号 令和元年度新冠町一般会計補正予算にかかる専決処分の提案理由を申し上げます。ご審議を賜り原案どおり承認くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより承認第1号に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括といたします。

発言を許可いたします。

武田議員。

○4番（武田修一君） 4番武田です。まず、けがをされた子どもさんに心からお見舞いを申し上げるところでございます。まさかこんなことが起こるといふことは思われない事故でありましたけども、1点目として一番はどこに原因があったのかと分析されていますか。もう1点、日頃の十分な目配りがあれば未然に防ぐことができたのではないかと大変残念に思うところではありますが、安全面に関するチェック体制をきちんとされていると思いますが、その精度をさらに上げる必要があるかどうか、そのあたりについてもお伺いしたいと思います。

○議長（荒木正光君） 山本教育長。

○教育長（山本政嗣君） お子さんをお預かりする責任ある立場として、施設の不具合によってのけがは生じてしまったということについては大変重く受けとめておりますし、心からお詫びを申し上げなければいけない事故であったというふうに反省をし、振り替えてるところであります。ご質問いただきました原因でありますけれども、全館床暖房張り巡らしてございまして、そうなることは想定はしてございませんでしたけれども、床暖房があることによってフローリング材が乾燥して浮いてきたり、剥がれがでたりということが原因ではないだろうかということが建設水道課との検証の中で指摘をされたわけであります。数年前からそういう床のゆがみであるとか、そういうことは確認をございまして、職員には毎朝の就業前に点検をして危険な箇所があればテープを貼るなどの措置をしながら対応していたわけでありまして、結果としてお子さんがけがをするということになったわけでありまして、その対応も含めて反省をしなければいけないことであると思っております。事故発生以降は、その点検作業の回数頻度を高めまして、工事施工までの間気をつけて点検をいたしております。今後も床だけではなくて違う箇所の施設的な要因ということについては、大小を問わずしっかりと点検をしながら対応を図っていきいたいというふうに考えております。

○議長（荒木正光君） ほかがございませんか。

武田議員。

○4番（武田修一君） チェック体制について答弁をお願いしたいと思います。

○議長（荒木正光君） 山本教育長。

○教育長（山本政嗣君） 職員は時差出勤の中で出勤をします。始業前に複数の職員が施設内を点検する。これ目視だけでいいのかどうかという事もそうなんですけれども、当面指示をいたしましたのはモップがけをするなどして、床材のひっかかりなんかは手の感触の中で感じられるような、目視では図れないような、見落とすようなことについて工夫をしたところでありまして、毎朝順番を決めて定期的に職員が施設内

を点検をするということを励行しているところであります。

○議長（荒木正光君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって承認第1号は報告のとおり承認されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時44分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第8 議案第1号

○議長（荒木正光君） 日程第8、議案第1号 第6次新冠町総合計画策定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） 議案第1号 第6次新冠町総合計画策定について提案理由をご説明いたします。

令和2年度を初年度としております、まちの将来の振興と発展を展望した第6次新冠町総合計画を定めることにつきまして、議会の議決に付すべき事件を定める条例第2条第1項の規定に基づきまして、総合計画の基本構想について、ご提案するものでございます。

基本構想の概要を申し上げますので、2ページをお開き願います。第1章まちづくりの基本方向といたしまして、1まちづくり将来像についてですが、下段の方で記載しておりますが第6次新冠町総合計画では、第5次新冠町総合計画を踏襲した中でも現在の社会情勢に沿った人口減少及び少子高齢化への対応を計画の基本方針とし、町民一人ひとりに光をあて、思いやりと笑顔があふれる新冠町の創造に向け、まちづくり将来像を思いやりと笑顔あふれるレ・コードなまちにいかっふとしてございます。次に、3ページでございまして、2主要指標といたしまして、将来人口の想定でございまして、計画最終年次令和11年における総人口を4,671人、世帯数では2,553世帯と想定しております。次に、5ページにつきましては、3土地利用の方針でございまして、人と自然が共生する環境にやさしい土地利用の推進を含め、4項目の基本方向を定めてございます。6ページをお開き願います。第2章分野別施策の方向でございまして、10ページまで7項目にわたる分野別に記

してございまして、第1として、「健康で安心して暮らせるまちづくり」、第2が、「潤いある環境を創出するまちづくり」7ページになりますが、第3は、「快適でくらしやすいまちづくり」。8ページになりますが、第4、「安全で安心して暮らせるまちづくり」と、第5は、「力強く安定した産業づくり」、10ページになりますが、第6は、「郷土を愛し生きる力を育む人づくり」、第7は、「自立したまちづくり」となっております。次に、11ページ、12ページにつきましては施策の体系図となっておりますので、後刻ご覧いただきたいと存じます。

以上が、議案第1号 第6次新冠町総合計画策定についての提案理由でございます。ご審議を賜り、提案どおりご決定下さるよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第1号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

中川議員。

○10番（中川信幸君） 10番中川です。第5次の総合計画の検証をした中で第6次を策定したというふうには思うわけですが、第6次の計画の中で主に基本的にどのような事業を何点か重点的に考えていると思うんですけど、その点についてそういったことを考えているのであれば、そのことについてちょっとお知らせいただきたいんですけど、よろしくお願い致します。

○議長（荒木正光君） 原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） 総合計画につきましては、今後のまちづくりの基本指針ということとしてございまして、具体的な事業につきましては基本的には明示しないということで、こういった指針の中でいろいろ議論しながら、協議しながら、事業につきましては検討していくということで考えておりますので、大きな事業という部分につきましては具体的に今のところ想定していないというか、これからの協議の中で進めていきたいというふう考えているところでございます。

○議長（荒木正光君） 中川議員。

○10番（中川信幸君） 今、課長の方から特にその想定しないで、これから協議をしながら進めるっていうような答弁があったんですけど、それならこの第6次のこの総合計画というのはどうなのかなというふうに思うんですけど、その点についてどうしてそういうようなことになるのか、ちょっと理解できないんですけども、それだったら総合計画第6次を立てた意味があるのかなのか、その辺もちょっと理解できないので、その点について答弁を求めます。

○議長（荒木正光君） 原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） 総合計画の基本的な性格でございますが、まず1つ目に計画的に行政運営を行うための指針と。もう1つは、町民と行政の協働のまちづくりを確立し、あるべき将来像に向けた行動をとるための指針。また、国・道・関係機関に対して新冠町

の基本的な意志を示すものという指針というとならえ方をさせていただきますので、その辺でご理解をいただきたいと思えます。

○議長（荒木正光君） 中川議員。

○10番（中川信幸君） どうもその点について理解ができませんけども、それだったらその都度その都度単年度で今年はこのやりたいんだ、また、次の年はこういうことやりたくなってきて、それで計画を立てていくのと同じようなことじゃないんですか。なんもこれ第6次ということで、向こうこれ何年間でした、そこまで計画を立てる必要があったのかどうかその辺がちょっと私には理解ができませんけども、大きな目的とか、目標があって、基本的なことがあって、こういったものを立ててると思うんですけど、その辺について答弁を求めます。

○議長（荒木正光君） 中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 総合計画につきましては、先ほど来から企画課長が申し上げますとおり、10年先の新冠町をどういうふうにしていこうかという基本的な部分をつくり上げているものがございます。例えば、7ページにございます3の快適で暮らしやすいまちづくり。7ページにございますけども、この一番下に利便性の向上ということで、情報通信基盤の整備という項目を実は記載してございます。このように、今進めている情報基盤整備につきましては、第6次の総合計画に基づいた中でこれから毎年毎年新年度予算に当たって総合計画を基本に新しい事業、これに沿った事業をやっていこうという目標にある指針だということで、ご理解いただければいいのかなと思っております。

○議長（荒木正光君） ほかがございませんか。

（「何事か」呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 中川議員3回です。ほかがございませんか。

芳住議員。

○1番（芳住革二君） 同僚議員とちょっとダブる可能性があるかもしれませんが、第5次総合計画の10カ年が経過したということで、これを答申した形の中で検証、あるいは評価しているという評価検証を行ったという。この10年間の中で施策を進めていく中で何か大きな問題点、大きな項目があったら教えて欲しいと思えます。

○議長（荒木正光君） 原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） 各分野にわたってそれぞれ評価しているものございまして、特に大きなものっていう部分につきましては、特に頭出しとか、そういった部分につきましては協議してなかったとか、それぞれの分野において評価検証を踏まえまして、次の10年どうするかといった部分で検討したということで、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（荒木正光君） 芳住議員。

○1番（芳住革二君） 基本方針だとか、そういう部分はわかるわけなんですけども、やはり10年間経過して、やはり基本方針求めてその中に行政として進めていかなければな

らない項目がいっぱいあるかと思うんです。その中で全く問題ないということは普通考えられないなっていうふうに私は思うので、もしその各分野でそういう問題がなかったとしたら構いませんけども、そういう大きな問題がなかったかということでもう1回聞きたいんですけど。ないばないでいいんですけど。

○議長（荒木正光君） 原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） 各分野のシートでございますが三、四十ページの資料になりますが、それぞれの分野におきまして事業取り組みにあたってそれぞれ課題、評価等はあるところとございまして、今ちょっと資料は持ち合わせてございませんので、それぞれの分野では課題、問題はあったということで捉えているところでございます。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第1号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第2号

○議長（荒木正光君） 日程第9、議案第2号 新冠町中小企業・小規模企業振興条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） 議案第2号 新冠町中小企業・小規模企業振興条例の制定について 提案理由の説明を申し上げます。

人口減少、地域経済の低迷などの構造変化の中で、小規模事業者・国・地方公共団体・支援機関等、さまざまな関係者の行動を促していく仕組みとして、国が実施する中小企業並びに小規模企業政策について、平成26年6月に公布された小規模企業振興基本法に基づく、小規模企業振興基本計画により体系的・計画的に講じられ、都道府県、市町村においても、小規模企業振興に関する施策を策定・実施する責務が明記されたところでございます。町内の事業所は、本町の経済活動の全般にわたって重要な役割を担っているところでもあり、町内事業者の成長発展及び地域経済の活性化並びに町民生活の向上に寄与する

ことを目的に、条例を制定しようとするものでございます。

本条例の位置づけ及び基本的な考え方につきましては、中小企業・小規模企業の振興を目的に、その達成に向けて、町・商工会、中小企業者が共通認識をもって、町全体が一体となって取り組んでいくための基本理念などを意図とした「理念条例」として位置づけ定めようとするものでございまして、また、本条例で規定いたします「中小企業・小規模企業振興基本計画」につきましては条例制定後、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中小企業等をめぐる情勢の変化に対応した具体的な計画を策定し、政策の取り組みを進めるものとしているものでございます。続きまして、条例の概要でございますが、2ページをご覧くださいと思います。本条例につきましては、第1条から第9条で構成しております。条例の目的、中小企業者等の定義、中小企業等の振興にかかる基本理念、基本計画の策定、町の役割、中小企業者等の役割、商工会の役割、基本的施策を盛り込んだ内容となっております。3ページの下段でございますが、附則といたしましてこの条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上が、議案第2号 新冠町中小企業・小規模企業振興条例の制定についての提案理由でございます。ご審議を賜り提案どおりご決定下さるよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

芳住議員。

○1番（芳住革二君） 町の役割ということで、第3番にありまして町は中小企業等の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の処置を講ずるよう努めるものとする。文言は問題ないかもしれませんが、何か積極的に中小企業に対して極端な話しをしたら工事を多く発注させるとか、そういう分には取らざるを得ないということで、そういうことが中小企業として期待する部分が出てくるんでないかなっていうふうに思うんですけど、この点どうですか。

○議長（荒木正光君） 原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） この文面につきましていろいろ捉え方は出てくるんじゃないかなというふうに思っておりますが、現在も町としては商工会、商工業者に対する財政支援施策を打つてるところでございまして、基本的に継続していく形もありますし、また何かその情勢によって基本計画をつくるわけでございまして、その情勢によってまた何か新たな支援策が必要になるということも想定してこういった文言を入れているところでございまして、新たなものが仮に支援策がどうしても必要だという部分につきましては、いろいろ町内部でも協議してまいりますし、必要ならば議会とも相談して進めていきたいというふうに捉えているところでございます。

○議長（荒木正光君） 芳住議員。

○1番（芳住革二君） 説明の内容十分理解するんですけども、今までにおいても災害とか、何とかある場合には、町が率先して事業を行ってるといふことでこれはわかります。でも、一般の中小企業の方の中では、私たちが接している中でやはり町から何かもの出して欲しいとか、いろんな形の中で出ないのかとかという、そういう要望が結構私どものとこに今まで何回かあったわけですけども、それは行政側のやる部分で私たちは関与できないということで、私自体はそれを拒否してまいりました。しかし、そういう要望が多くなるような文面でないかなというふうに私は思うんですけども、これをやはりきちっとした捉え方を中小企業の方々に説明できるような形をとっていただきたいなというふうに思います。それについていかがですか。

○議長（荒木正光君） 原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） ご指摘の部分につきましては、これからこういった計画に基づく事業等につきましては、商工会ともそういったこと誤解招かないように進めて協議してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（荒木正光君） ほかがございませんか。

秋山議員。

○9番（秋山三津男君） 第2条でちょっとお聞きしたいんですけど、中小企業者の範囲というのはどこまでの範囲なるんでしょうか。例えば、軽種馬関係、畜産関係はどの辺の範囲になるんでしょう。

○議長（荒木正光君） 原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） 議案第2号の資料で逐条解説一応記載しているところでございまして、それぞれ定義というところで中小企業者、中小企業法に求めるもの。小規模企業者等々法に基づく範囲というものがございまして、そういった中で判断になってくるのかなというふうに思っているところでございます。

○議長（荒木正光君） 秋山議員。

○9番（秋山三津男君） 3回で終わりなんですかね。軽種馬関係の人たちも商工会に参加してると思うんですけども、そういう人たちはこういうのは入っていただけるんでしょうか。それと、第4条の2つ目にあるんですけど、施策の効果に関する評価を踏まえ、必要があると認めるとは何を指して認めるのか、その辺も詳しく教えていただきたいんですが。

○企画課長（原田和人君） 原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） 特定した業種のことを言われてるんですが、軽種馬事業者につきましても現段階においても商工会に加入している方はいらっしゃいます。ですから、こういった部分については入るといふふうにご理解をしております。2つ目に言われた部分ちょっと質問が聞き取れなかったんですが。

○議長（荒木正光君） 秋山議員。

○9番（秋山三津男君） 中小企業に商工会に軽種馬業界なんかも入ってるということですので、商工会関係として、中小企業等をめぐる情勢に対応した計画となるよう努めると。

施策の効果に関する評価を踏まえ、必要があると認めるときとはどういうときなのか、どういうものかとお聞きしたいんですが、もう少し詳しくお尋ねしたい。

○議長（荒木正光君） 原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） 第4条の第2項の部分でございますが、これから基本計画につきましては商工会の方と協議しながら進めていきたいというふうに思っているところでございまして、こういった中で施策というものを検討していきたいというふうに思っているところでございます。情勢の変化というか、評価を踏まえ必要があると認めるときはという部分で具体的なものといった部分でございますが、今のところ例えば景気が悪くなって何らかの支援が必要ですよといった部分になるのかなと。ちょっと今具体的なものと言われましてもまだちょっとわからないんですが、そういったことが考えられるんでないかなと思います。

○議長（荒木正光君） 秋山議員。

○9番（秋山三津男君） これで最後ですね。例えば現状に今起きているコロナウイルス、その中で中小企業で働いてる小さな、小さいって言ったら怒られますけども、小規模の従業員達が働いけない、賃の得ない状況に起こったときは町は、援助というのはあるんでしょうか。

○議長（荒木正光君） 中村副町長。

○副町長（中村義弘君） この条例制定後、先ほど来言われてます第4条でいう基本計画を関係機関と作成させていただくのが第4条の第1項。第2項は基本計画を作って実施したけども結局その中で評価を色々な段階で、やっぱりおかしいなというのがあればそれを変更するという条文が第2項になっておりますので、その辺をご理解いただきたいということ。それと、一番最初に申し上げましたようにコロナ関係の企業対応とはちょっとこの条例の中身と違いますのでご理解いただきたいなと思っています。

○議長（荒木正光君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第2号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第3号

○議長（荒木正光君） 日程第10、議案第3号 新冠町温泉保養施設設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） 議案第3号 新冠町温泉保養施設設置条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

新冠温泉の宿泊室使用料につきましては、条例において上限額を定めているところですが、指定管理者の株式会社 新冠ヒルズにおける今後の経営戦略の一環として、繁忙期の宿泊料を値上げすることにより、収益増に繋がるものと判断しており、宿泊室使用料の増額改正を提案するものでございます。

改正内容につきまして、3ページの「新冠町温泉保養施設設置条例の一部を改正する条例新旧対照表」で説明させていただきます。別表で定める宿泊室使用料は、1泊食事別1人当りの上限の使用料を定めており、まず区分につきまして改正前「大人」「小人」の区分を、改正後は「和室・洋室」にするものでございまして、温泉側の宿泊料の販売につきましては、基本的に「室」を表示した料金設定である現状から、区分を変更とするもので、子どもの料金設定も含め、上限額の範囲内で指定管理者の裁量とするものでございます。宿泊室使用料につきましては、指定管理者の意向も確認したうえで今後の展開も見据え、余裕を見た中で、改正後、和室・洋室を15,000円、特別室を25,000円とし、また、冬期間加算の暖房料につきましては、現在の販売設定は暖房料を含んだものとなっていること、あわせて、室温管理については、年間を通じ空調設備を用い暖房、冷房を行っている中で冬期間のみの別料金を追加するという表示は整合性を欠いていると思われ、こういった現状をかんがみ、暖房料の区分を設けないことにするものでございます。2ページになりますが、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上が、議案第3号 新冠町温泉保養施設設置条例の一部を改正する条例についての提案理由です。ご審議賜り提案どおりご決定くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

須崎議員。

○7番（須崎栄子君） 7番須崎です。この料金設定なんですけれども上限額について昨年度上げたばかりだったかと思うんですけれども、何かこれについては不都合があったのか、どういう事情なんでしょうか。

○議長（荒木正光君） 原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） この前は平成29年6月、ですから2年程前に当時は大人で

1,200 円ほど改正してございます。そのときにつきましては同じく指定管理者の方から1,200 円ぐらいの部分で経営戦略として宿泊を値上げしたいんだというふうにお話があったので改正してのものでございます。何か不都合という部分でございますが、提案理由でも申し上げましたけども繁忙期、例えばお盆だとか、こちらの地方で言えば競り市、また正月等々現段階の指定管理者においてまだまだほかの施設もかんがえた場合、料金アップができるのでないかという判断がありまして、そういった部分の中で繁忙期に限ってでございますが、今の条例を超えて宿泊室料を設定して収益増を図りたいといった意向があったものですから、今回この提案につながっているものでございます。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかはございませんか。

中川議員。

○10番（中川信幸君） 10番の中川です。繁忙期のみということ今課長の説明だったんですけども、子どもも大人も同じ料金ということは、例えば子ども、まさか乳飲み子も一緒ということでないでしょ、それが第1点と、これ1万5,000円が上限ということで、繁忙期以外は要するにふだんはどのぐらいの設定を考えているのか、この2点についてお伺いします。

○議長（荒木正光君） 原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） 子ども料金の区分を無くしたわけでございますが、あくまでも条例の上限額の範囲内で、まさか大人と同じような料金で設定して、誰か泊まってくれるかといった部分についてはちょっと無理があると思いますので、その部分は小学生以下になりますけども、乳児も含めましてニーズ等、またプランも考えながらできるだけ泊まっていだけるような料金設定を温泉としては考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。また、繁忙期以外の料金設定という部分につきましては、いろいろ夏時期の平日だとか、例えば秋ごろというのはほんとに秋も含めまして、2月ごろというのはほんとに利用客が少ないといった中で、料金を高くして部屋を空けとくわけにはいきませんので、それについては今もそうですけども、例えば4,000円ぐらいで泊めたりというような形で、そこは実勢価格というのを当然指定管理者の方で考慮しながら、なるべく泊まっていだけるような赤字にならないような料金設定の中で運営していくということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかはございませんか。

竹中議員。

○6番（竹中 進一君） 6番竹中です。このたびかなり大幅な最高限度の引き上げということになるわけですけれども、特に競り市なんかは日本中から金持ちが集まってくると。今回例えば、特別室が4,400円ぐらい上ったと。そしたらやはり値上がりしたらそれなりの変わったところがあるんでないかということは期待すると思うんです。それなのに値上げだけしたが部屋は今までと同じだということであれば、なかなか良い評判というのは得られないような気がするんですけれども、そういった点を考慮した場合に、リニューアル

とかそういったことをある程度手を付けなければいけないのではないかと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） お答えいたします。数限りはあるんですけど、やっぱり金額的なものもあります。温泉側でしなければならぬ状態もあります。今の経営状況の中身もあります。そういったなかではありますけれども、できるものは少しずつでも改善していこうという考え方を持って取り組んでまいりますので、そういった少し時間はかかると思いますけれども、ご理解をいただきたいなというふうに思っております。来たお客さんがたに満足していただけるような方向性を持ちたいというのは、従業員も皆同じような考えだというふうに思っておりますので、そういった意味で役員会の方でも、取締役会の方でもそういう当弁がなされているということでございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（荒木正光君） ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第3号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第4号

○議長（荒木正光君） 日程第11、議案第4号 新冠町介護予防・生活支援条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） 議案第4号 新冠町介護予防・生活支援条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

新冠町介護予防・生活支援条例の一部を次のように改正しようとするものでございます。このたびの改正は、本条例に規定しております介護予防や生活支援に係る各種事業のうち、調理が困難な高齢者等に対し、宅配により夕食の提供を行う「ふれあい夕食事業」について、利用者の多様なニーズに対応するため、次年度からこれまでの普通食に加え、減塩食

と量控えめ食の提供を開始するにあたり、食事の種類に応じた金額を徴収できるよう、利用者負担額の改正を行うものでございます。

それでは、条例内容について新旧対照表によりご説明いたしますので、2ページをお開きください。新冠町介護予防・生活支援条例の一部を改正する条例新旧対照表、条名第5条、見出し手数料及び実費に相当する費用の徴収でございますが、表の左の列には第2条の各号に規定する各種事業を、右の列には各事業に係る利用者負担額を定めているものですが、それらを明確にするために、それぞれ「区分」と「利用者負担額」の見出しを表に追加いたします。次に、表の中段の少し下に記載されております、第2条第4号の事業は、「ふれあい夕食事業」となりますが、現在一食350円と定めている利用者負担額を単価の異なる食事の種類に応じた料金を徴収できるよう「一食あたり、食事本体価格税込みのおおむね5割」に改めるものでございます。1ページへお戻り下さい。附則でございます。この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上が、議案第4号の提案理由でございます。ご審議を賜り提案どおりご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第4号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

竹中議員。

○6番（竹中進一君） 今回の改正は利用者のニーズによって2種類の配食系統が構築されるのではないかと思いますけれども、そのことによって2系統で毎日こういうことが実施されるってことになれば、町に対する配送料の負担とかそういうものがかかってくるのではないかと思いますけれども、それらのことについて合理的な運用方法等なんかは考えておられるでしょうか。

○議長（荒木正光君） 鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） ご質問にありますふれあい夕食の配送方法でございます。2社になるという、これまでの1社に加えて1社ふえるという内容になるわけでございますが、その部分の共通する配送という部分で事前に検討いたしました。やはり現段階におきましてはそれぞれ配送業者の責任において各家庭まで配るといような社内規定というものがございまして、開始するにあたってはできないんですが、今後において検討することはできるということも一部お聞きしておりますので、それは継続協議とさせていただきたいと存じまして、まず配送を始めるということでご理解を願いたいと思います。

○議長（荒木正光君） 竹中議員。

○6番（竹中進一君） そのことによって将来的には合理的な方法を検討していくということでございますけれども、2系統になることによる予算的な増加というのは、どのように今検討されているとしたらおおよその金額をお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹觜寧君） 2系統になる部分での増加ということでございますが、1社ふえる予定の業者でございますが、1食当たり配送料ということで100円を追加するというでございます。来年の当初予算になるわけでございますが、よろしいでしょうか。

○議長（荒木正光君） ほかはございませんか。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 5番但野です。今回の改訂に当たり、減塩の部分のお弁当を提携するというで2業者になる形なんですけれども、既存の業者に対しまして確認なんですけれども、減塩の弁当をつ作れるかどうかの確認をとったのか。で、できないという形で2社目になったと思うんですけれども、その2社目が別の業者が入るということも確認とってあるのかどうか、この2点お願いいたします。

○議長（荒木正光君） 鷹觜保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹觜寧君） 1点目、2点目ともに確認済みでございます。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第4号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第5号

○議長（荒木正光君） 日程第12、議案第5号 町道の路線認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 道路法第8条第2項の規定に基づき、町道の路線を別紙のとおり、認定しようとするものでございます。

2ページの路線認定調書をご覧ください。図面番号①、路線番号230、路線名夕日ヶ丘2号線1号支線、起点は西泊津6番40、終点は西泊津28番で、総延長は460.00mでございます。次に、3ページの図面をご覧ください。初めに、当該路線の場所についてですが、宇西泊津地内で温泉入口交差点からパークゴルフ場入口までの区間の路線でございます。当

該路線は、昨年度日高自動車道厚賀静内道路工事に伴い、土砂運搬路線として使用にあたり開発局で舗装工事も施していただいております、今後の維持管理なども踏まえて、ホロシリ乗馬クラブ移転建設工事や乗馬クラブの営業開始も見据え、パークゴルフ場と併せて使用することで一般公共性を有する路線ともなります。道路用地については町有地であります。道路敷地幅は10m程度とし、公衆用道路敷地として設定するものです。町道の認定基準といたしまして、道路延長がおおむね100m以上となる路線、道路に必要な用地幅6mの確保ができる路線等の条件にあてはまるため、この度町道認定をしようとするものでございます。

以上が、議案第5号の提案理由でございます。ご審議を賜り提案どおりご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第5号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第5号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第6号

○議長（荒木正光君） 日程第13、議案第6号 令和元年度新冠町一般会計補正予算についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坂本総務課長。

（提案理由の説明省略）

○議長（荒木正光君） 総務課長そこまで。昼食のため暫時休憩といたします。

休憩 午後12時 5分

再開 午後12時58分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第 13、議案 6 号 令和元年度新冠町一般会計補正予算歳入の説明を求めます。

坂本総務課長。

（提案理由の説明省略）

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

発言は歳出は項ごとに、歳入はページごとに一括質疑で行いますので、内容を取りまとめ簡潔に行うようお願いをいたします。

なお、質疑は歳出から行いますので 18 ページをお開き下さい。18 ページ、2 款総務費、1 項総務管理費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、同ページ、3 項戸籍住民基本台帳費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、19 ページ、5 項、統計調査費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、同ページから 21 ページ、3 款民生費、1 項社会福祉費、ありませんか。

堤議員。

○11 番（堤俊昭君） プレミアム付き商品券について伺います。行政報告も読んだところでありますけれども、3 点について質問をしたいと思います。このプレミアム商品券につきましては当町の利用率は、私は 12%というふうに計算をしてみました。利用率です。何回もチラシを入れて住民周知をしたにもかかわらず、大変に低い数字となってしまいました。全国的にも 34%という新聞記事も目にしたところであります。政策としては残念ながら成功しなかったのかなと、こういうふうに思っているところであります。この制度のお説明の際に、説明を受けた際に、対象者一人一人に申請書を郵送すべきだというふうなことを申し上げたところでありますけれども、個人情報保護条例によってそれはできないとの答弁でありましたが、そののちの新聞報道でありますけれども、ある町においては住民税非課税者名簿により対象者一人一人に直接連絡したとの記事がありました。この違いについて、まず 1 点目説明をしていただきたいと思います。2 点目でありますけれども、この利用率が 12%というふうな計算をしましたけれども、分子については利用者は申し込みということですぐわかるわけでありますけれども、この分母については個人情報保護条例の壁があり、把握ができなかったんだろうというふうに思いますけれども、どのように分母を出したのかについて伺います。最後にもう 1 点、政府は昨年 11 月末ごろだったと思いますけれども、申請をしない対象者がまだ 1,000 万人近くいるということで、郵便代

については国でもつので、自治体については再度住民税非課税者に個人通知をするようにとの連絡があった旨新聞にも書いてありましたが、当町では非課税者を特定できない中であって、どのようにこの通知に対して対処したのかについて、まず3点伺いたいと思います。

○議長（荒木正光君） 坂東町民生活課長。

○町民生活課長（坂東桂治君） 答弁させていただきたいと思います。まず利用率ですけども12.68ということで、我が町は日高管内では一番低い数字であったということは、全員協議会の中でも報告させていただいたとおりです。あとは非課税者です。非課税者についてはあくまでも個人情報という捉え方で、申請時に税務情報を閲覧していいという承諾をもらって、課税者か非課税者か新冠町は調べたわけです。ほかの町がどうやったのかというのは私どもは存じてはおりませんが、新冠町はそういうルールに基づいて行っただと、対応したということでございます。もう1点、広報で2回、そして町政文書で7回住民の方には周知しました。その中に、一度実際に私たちも非課税者が誰ということはありませんので、全戸に向けて申請書を送ったんです。これは課税者、非課税者も分らないですから、もう全町民に向けて、全世帯に向けて1度申請書を送ったんです。それで、読んでいただかない方もいらっしゃるかもしれませんが、一応通知は広報通知、事務文書通知、そして全戸に申請書配布、あと町に出れば対象店はステッカー貼ったり、ポスター貼ったりという中で周知をしてきたと。そういうかっこうでございます。この分母についてですけども、分母は何か基にしなきゃいけないということで、平成28年度に臨時福祉給付金という、これも非課税対象者を対象にした事業を行ったんですけども、その時の名簿をベースにして、それを分母として、そしていろいろ予算的なことは試算してということ対応しました。最後にもう1点、国から再度情報個別に対応しなさいということで町政文書と、あと申請期間が当初12月2日としていたんですが、もう少し期間を延ばして12月27日まで約4週間延ばして、そして申請を待ったというような対応をさせていただきます。以上でございます。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。

堤議員。

○11番（堤俊昭君） 最後の質問ですけれども、やっぱり国の方は1,000万人まだ未申請だと思うのでという部分で、それぞれの町に新冠町に対して個人特定をして、そこへ郵便を出しなさいという通知だったというふうに思うんですけども、それ違いますか。通知を出しなさいということでまずそういうことが来たと思うんですけども、新冠町も出したかなというふうに思うんですけども、その時点で個人をどういうふうに特定をしたのかについてを、まず聞きたいんですけども、出したかどうかについても聞きたいと思えますけど。

○議長（荒木正光君） 坂東町民生活課長。

○町民生活課長（坂東桂治君） 個人に当ててそういう通知は新冠町はしておりません。

非課税者がわからないからです。そのかわりといったらなんなんですが、また駐在員文書でこういう事業やっていますよと。あと個人には送ってませんが、先ほど申し上げたように1度全戸配布申請書をしてるということで対応させていただいているという形でございます。

○議長（荒木正光君） 堤議員。

○11番（堤俊昭君） 私も言いたいこと最後にまとめて言って答弁もいただきたいというふうに思うんですけども、この低所得者対策というのが非常に重要な施策だというのは間違いないところでありまして、新冠町についても第6次の総合計画にも明渠してるところでありますけれども、これを的確に実施するにはどのように非課税者の名簿を入手するかと。非課税者の名簿を見ることができるといことになるというふうに思うんです。町民情報保護条例について随分前の話ですけども、これは住民の命と財産を守るということを目的につくられたわけでありまして、決して住民が不利益を被るようなために作った条例ではないというふうに思うんです。それで最後に聞きますけれども、今後もそういったようなことでたくさんこういった課題が出てくるのかなというふうに思いますけれども、先ほど申し上げましたように個人情報を見て案内を出しているという町もあるわけです。新冠町についても今後そういうふうなことに進めていかなければならないのかなというふうに思いますけれども、副町長、町長に何か考えがありましたら聞かせていただきたいというふうに思います。

○議長（荒木正光君） 中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 大変難しい問題かなと思っております。例えば法律の中でそういうものを調べていいというものがあれば、それは当然事務的に調べることは可能でございますけれども、もしそういうものがなければやはり個人の同意が必要だという壁がございます。そう意味ではなかなかいずいなというのは議員おっしゃるとおりでございます、今後どうするという事についてはやはりちょっと考えるべき予知があるのかなと。ただ今回につきましては、例えば3歳未満の子どもについては、世帯については100%申請されております。しかし、低所得らにつきましては世帯でみると10.64%ということで、やはりこの制度そのものの商品券をいったん2万円を買わなきゃなんないという部分で、低所得者の方についてはやはり重荷だったんじゃないのかなと。そう思わせるのはなぜかといいますと、28年に福祉給付金を支給しておりますけれども、このときに先程分母になった部分ですけども、このときは96%ほど申請されてるという実態がございます。そういう意味で個人情報の問題も含めての話になりますけれども、やはり今回の給付金につきましては2万円をいったん立て替えるという分が厳しい状況の中での制度だったのかなというのは考えてございました。

○議長（荒木正光君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、21 ページ、2項児童福祉費、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、22 ページ、4 款衛生費、1 項保健衛生費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、同じく 23 ページ、2 項清掃費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、同ページ、3 項水道費、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、同ページ及び 24 ページ、5 款農林水産業費、1 項農業費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、同ページ、2 項林業費、25 ページまでです。25 ページの 2 項林業費、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、同じく 25 ページ、6 款商工費、1 項商工費、ありませんか。

氏家議員。

○8 番(氏家良美君) 8 番氏家です。観光費の委託料、新冠温泉施設指定管理料の件でお伺いします。説明ではシャトルバスのところは聞こえたんですけども、もう少しちょっと詳細にお願いいたします。

○議長(荒木正光君) 原田企画課長。

○企画課長(原田和人君) 今回の指定管理料の部分でございますが、新冠温泉にかかわりまして入浴部門の指定管理料の部分でございますが、こちらにつきましては入浴部門の経費を出しまして、収支を出しまして赤字部分の指定管理料ということで、燃油等の高騰もございまして、赤字分の費用を負担しているところでございますが、こちらにつきましては状況をみまして、3 月に補正計上毎年しているものでございます。一応、今回入浴費に係る赤字分の経費ということで計上させていただいております。シャトルバスにつきましては新年度計上しておりますけども、修繕料はかさんだってということで追加で支出しているものでございます。

○議長(荒木正光君) よろしいですか。ほかございませんか。

秋山議員。

○9 番(秋山三津男君) 9 番秋山です。今の委託料の関係で年間指定管理料はいくらなんでしょう。年度当初の。

○議長(荒木正光君) 原田企画課長。

○企画課長(原田和人君) 指定管理料の当初予算につきましては、平成 31 年度でございますが、こちらにつきましてはプラント維持費及び先ほど申しましたシャトルバスの経費といたしまして、1,815 万 7,000 円計上しているところでございます。

○議長（荒木正光君） 秋山議員。

○9番（秋山三津男君） 今の1,800万何がしプラス931万何がしということです。それプラス今回工事費入れたらどのぐらいになるんですか。この後も工事費の部分、いろいろな部分もう20年以上も経ってますから、いろいろ傷んでるのたくさんありますけれども。

○議長（荒木正光君） 原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） 今回補正で修繕費並びに工事費ということで修繕料は57万6,000円、工事費につきましては3,561万8,000円ということで計上してるところでございまして、こういった修繕、工事につきましては建築されてから20年も過ぎてるといった中におきまして、いたるところとか修繕すべきところはたくさんあるんですけども、予算との関係がございまして緊急を要するもの、優先度の高いもの等を考慮して年次的に状況見ながら、温泉側と協議しながら予算の状況もありますので、そういった中で計上させていただいてるところでございまして。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

中川議員。

○10番（中川信幸君） 今、同僚議員が質問したことにもちょっと重なるかもわかんないんですけども、今当初は1,815万円ということで指定管理料、それにプラス931万何がしということになると、2,746万円を指定管理料に出すということで、その理解でよろしいんですか。

○議長（荒木正光君） 原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） そのとおりでございまして。

○議長（荒木正光君） 中川議員。

○10番（中川信幸君） 今の説明では931万6,000円の指定管理料を補正出してるんですけど、赤字になったから出したという説明なんですけども、赤字出したからこの分を補正したということはどういうことなのか、それだけちょっとわからないので教えてください。

○議長（荒木正光君） 原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） こちらにつきましては、入浴部門の赤字相当分ということでございまして、平成26年からこういった措置を設けているところでございまして、燃油等高等もございまして、また町民の健康増進施設、保養施設という観点から、赤字分につきましては町の方で補填しようということで進めているものでございまして。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、26ページ、7款土木費、1項道路橋梁費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、同ページ、3項住宅費、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、27ページ、8款消防費、1項消防費、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、同ページ、9款教育費、1項教育総務費、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、同ページ、2項小学校費。

武田議員。

○4番(武田修一君) 4番武田です。学校LAN改修事業についてお尋ねをいたします。教育長の行政報告にもありましたし、総務課長の説明もありましたけれども、この事業児童生徒1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、校正に個別最適化された学びの全国の学校現場で、持続的に実現される構想ということで理解をしておりますけれども、さらに補足される部分で説明があればお願いしたいのと、プラス面ばかりではなくマイナス面もあるのではないかというふうに感じるんですけども、子どもの大事な心と体の成長期にパソコンなどの機器に向かう時間がますます増大していくことへの不安、懸念はないのかということについてもお伺いをしたいと思います。

○議長(荒木正光君) 山本教育長。

○教育長(山本政嗣君) 補正予算の説明にかかわる特別な補足はないものと考えておりますけれども、予定といたしましては施設内の配線工事を終えた後、新年度の予算、補正になると思いますけれども、その中で端末の配備計画を具体化してまいりたいということで考えております。まだこれは予定ということでもありますけれども、補足とすればそういうことになろうかと思えます。議員今ご指摘いただきましたように、ICT化を進めていく上での懸念という分については、それは携帯電話がスマートフォンに移り変わってきたときのマイナス面、プラス面さまざまなことあるわけでありますから、今回のこの取り組みにおいてもこれはプラス面もマイナス面もあろうかと思えます。そのマイナス面を教育現場の中でいかに軽減していくのかという取り組みもまたこれは必要なことだと思います。現段階の中においてそのことをどう取り組んでいくのかという具体的な案はないわけでありますけれども、基本的にそういう認識はもってるわけであります。加えて、機器を整備したからといって教育現場でこれが有効に使われるかということもあわせて機器配備する立場としては、同時進行で進めていかなければいけない課題であるという認識をもっております。

○議長(荒木正光君) よろしいですか。

武田議員。

○4番(武田修一君) 教員の負担増につながる、そういった懸念についてはいかがでしょうか。

○議長（荒木正光君） 山本教育長。

○教育長（山本政嗣君） 人数が変わらない中で新たなことに取り組むわけでありますから、負担増になることは間違いないものだと思います。ただ、働き方改革のいろんな改革の中で増加する部分と軽減を図ったり、合理化を図ったりしながら、そこは現場とよく相談しながら調整を図っていかなければいけない問題であるという認識をもっております。

○議長（荒木正光君） ほかがございますか。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 5番但野です。今の同僚議員と同じLAN廃線改修工事の部分ですけれども、国の方では23年度までに小学校5、6年生、そして中学1年生を最優先として予算組するとしております。これは国の国家予算で行う補助事業ですけれども、23年度までには全国に児童生徒一人にパソコン1台の配備という形になると思いますけれども、先ほど説明では補正をつけてやるという説明ありましたが、時期的な説明はなかったんですけれども計画もあろうと思いますが、予定としてはいつごろまでにというめどがあるんでしょうか。

○議長（荒木正光君） 山本教育長。

○教育長（山本政嗣君） 行政報告でも示させていただいておりますけれども、その計画年の中で計画をしていくということですので、今の段階でこれは年次計画ということも行政報告の中で触れさせていただいております。これは次年度の予算折衝の中でこの計画を具体化した協議をしていくということですので、期限が限られてる事業でありますので、その期間を意識した中での予算措置を目指したいというふうに考えております。

○議長（荒木正光君） ほかがございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、28ページ、3項中学校費。

竹中議員。

○6番（竹中 進一君） 6番竹中です。1目の学校管理費の15節中学校のトイレ改修工事のことについてお伺いいたします。これによって洋式のトイレは大変快適になると思うんですけれども、和式のトイレについてはどのようになっておりますでしょうか。

○議長（荒木正光君） 工藤管理課長。

○管理課長（工藤匡君） 新冠中学校のトイレですけれども29個ございます。そのうち24箇所が洋式でございまして、これも以前一般質問であったかと思うんですけれども、国の方がこれは90%にしたいという意向を示してるわけなんですけれども、それがなかなか進んでない状況であります。ただ、うちの方は29個のうち24が洋式で、5カ所が和式で、これで83%ぐらいの数値になります。このような状況なので今のところはこの状況のままでもいいのかなって考えております。

○議長（荒木正光君） 竹中議員。

○6番（竹中 進一君） せっかく 29 個あるのであれば、29 個全部が快適なトイレにすることが理想だと思うし、和式のトイレというのはほとんど使われていないと思うんです。無用の長物であると。それをいつまでも放っておくんでなくて、今回改修に当たっては補助制度があったと思うんですけれども、例えば和式もそういった快適なトイレにするために、そういった補助制度というのが利用できないんですか。

○議長（荒木正光君） 工藤管理課長。

○管理課長（工藤匡君） 利用はできるんですけども今回の洋式、ウオシュレットにした経過は町政懇談会の中で中学校の生徒達の希望が多かったということもありまして、また和式の解消につきましても毎年中学校とのいろいろこうお話をしてるわけなんですけれども、取り急ぎ洋式のウオシュレットの方をしてほしいということがありましたので、それに基づいて今回今年度の予算計上したものでございまして、また学校と協議をしながらその辺も整備については進めていきたいという考えでいます。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、4 項認定こども園費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、同じく 28 ページ、5 項社会教育費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、29 ページ、7 項学校給食費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、同じく 29 ページ、1 項公共土木施設災害復旧費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、歳入に入ります。11 ページをお開きください。質疑はページごと一括して行います。

11 ページ、9 款地方交付税、11 款分担金及び負担金、12 款使用料及び手数料、13 款国庫支出金、1 項国庫負担金、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、12 ページ、1 項国庫負担金、2 項国庫補助金。但野議員。

○5番（但野裕之君） 5 番但野です。プレミアム付き商品券事務費の部分で質問いたします。今回この事業にとりましては、役場の担当課と商工会の方にも事務委託をしたということですが、商工会部分では事務手数料どのくらいかかったのでしょうか。

○議長（荒木正光君） 坂東町民生活課長。

○町民生活課長（坂東桂治君） 商工会に対しての事務補助金としては、精算で 191 万 4,460 円支払っております。その内訳としては商品券の作成だとか、PR ポスター、ステ

ッカーの作成、職員の時間外だとか雇用保険、事務関連の消耗品等々を含めて、191万4,460円支払うということになってございます。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、13 ページ、14 款道支出金、1 項道負担金、2 項道補助金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、14 ページ、3 項道委託金、15 款財産収入、16 款寄付金、ありませんか。

竹中議員。

○6 番（竹中進一君） 6 番竹中です。15 款財産収入の物品売り払い収入ですけれども、立木売り払い収入の減になっている理由は事業量の減となっております。前ページの総務費道補助金の民有林造林事業費補助金もこれもやはり事業量減によって減額されております。これらはこれから特に町有林等は主伐期をどんどん向かえてくる状況で、管理そのものが遅れてきている可能性がある。こういったこと理由は、減額になってる理由は林業に対する従事者等が足りないというようなこともよく言われてますけど、そういったことでこういった減額になっているのでしょうか。

○議長（荒木正光君） 島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） 今回、減額してございますけれども、間伐を予定していた事業がございまして、これ歳出予算の方なんですけれども、この搬出間伐を予定しておったんですけれども契約以後、現地の方がぬかるみが多いということがあって搬出できなかったということがあって、切り捨て間伐切りかえました。そのことで間伐分の売上げがなかったということでございます。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、15 ページ、17 款繰入金、18 款繰越金、19 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、16 ページ、4 項雑入、10 款町債、1 項町債、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、歳入歳出の全般にわたってありませんか。

武田議員。

○4 番（武田修一君） 新型コロナウイルスに関係すると思いますので予算化はされておられません、ふさわしくない質問ということであれば途中でとめていただきたいと思いますが、教育長にお伺いしたいと思います、今回急遽長期学校が休校という実際にな

りまして、現場の皆さんも大変苦勞されていると思いますが、子どもたちにとってみれば授業時間が突然全く失われたといってしまうでしょうか、実習内容が大変大きく損なわれたという状況が生まれたと思うんですけれども、そのあたりはどのように対応され、またどのようなお考えをもっておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（荒木正光君） 答弁できますか。よろしいですか。

山本教育長。

○教育長（山本政嗣君） たび重なる行政の状況見て判断ということの中で、休業措置が延長されて3月いっぱいということでありまして、今ご指摘いただきましたように、3月期間中のこの大事な時期の授業時間数が削られるわけでありますので、当然時数の確保、それから履修内容の不足。これは生じて仕方ないことだという措置だというふうに考えております。問題は未履修になったものをしっかり学校で把握をして、それを保護者の皆さん、児童生徒の皆さんにどう保障する手立てを講ずるかということをも明確化していくことにあるというふうに思います。これでもう既に学校と教育委員会の方で未履修となっている部分の確認というものの作業を進めております。幸いなことに卒業する6年生と3年生の分に関しては、未履修になる部分というのは非常に少ないということでありあます。家庭学習を活用しながらこの部分はフォローができるだろうという見込みが今の段階でもっております。在校生につきましては新年度に入って、進級されてからしっかりその部分のことについて、年間の指導計画の中にしっかり位置づけながら、新年度の中でその未履修の分はフォローしてくということをも今学校の方で具体化しております。もう1つ加えて申し上げますと、転校する生徒さんもいるわけでありますから、校内の調整ばかりではなくて、しっかり確認したものを未履修情報という形の中で転校先の学校にも引き継ぐということまで想定して今学校の方で取り組んでおりますので、ご理解を賜りたい。というふうに思います。

○議長（荒木正光君） ほかがございませんか。

（「何事か」呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 武田議員後ほどもしその関係についてあれば別の機会で質疑をお願いをしたいと思います。そのほかであればどうぞ。

○4番（武田修一君） その関係です。

○議長（荒木正光君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので討論を終結いたします。

これより議案第6号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます
(賛成者挙手)

- 議長(荒木正光君) 全員挙手であります。
よって議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第7号

- 議長(荒木正光君) 日程第14、議案第7号 令和元年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

(提案理由の説明省略)

- 議長(荒木正光君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(荒木正光君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(荒木正光君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第7号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

- 議長(荒木正光君) 全員挙手であります。
よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第8号

- 議長(荒木正光君) 日程第15、議案第8号 令和元年度新冠町国民健康保健特別会計事業勘定補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鷹嘴保健福祉課長。

(提案理由の説明省略)

- 議長(荒木正光君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第8号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（荒木正光君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時 4分

再開 午後 2時20分

○議長（荒木正光君） 会議を再開いたします。

◎日程第16 議案第9号

○議長（荒木正光君） 日程第14、議案第7号 令和元年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鷹嘴保健福祉課長。

(提案理由の説明省略)

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第9号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(荒木正光君) 全員挙手であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第10号

○議長(荒木正光君) 日程第17、議案第10号 令和元年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山谷老人ホーム所長。

(提案理由の説明省略)

○議長(荒木正光君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

酒井議員。

○3番(酒井益幸君) 3番酒井です。介護収入について、今稼働率の低下の部分の問題点というご説明だったんですけども、ちょっともう少し具体的にお聞きしたいんですけども、職員数の問題もあるというふうに思いますし、またショートステイなどを含めたケアプランだとか、そういう部分の事務的な部分も追いつかなかつたりとか、そういった部分の問題点はあるのでしょうか。また、それに対しての対策は今後どのようにやっておつもりですか。

○議長(荒木正光君) 山谷老人ホーム所長。

○老人ホーム所長(山谷貴君) 介護職員及びケアプランに関しましては、遅滞なく行われておりますので問題はないかと思っております。それと稼働率の減少なんですけれども、予算の段階では95%を目標に予算組みをしております。それが今回2月末現在で90.8%という稼働率でございますので、その分の減額をさせていただいたということでございます。以上です。

○議長(荒木正光君) よろしいですか。

酒井議員。

○3番(酒井益幸君) 先ほどその部分では約5%ぐらいの稼働率が今低下しているという部分で、その5%っていう部分の試算の部分はこういった観点からされたのでしょうか。

○議長(荒木正光君) 山谷老人ホーム所長。

○老人ホーム所長(山谷貴君) 試算といいますか、空床日数がございますして老人ホーム定員70名でございます。70名かけると単純に365日で2万8,000何がしという利用転位

というものがございまして、そのうち入院ですとか、退所されて入所するまでの間の空床の割合をかけて、今現在5%ほど当初目標よりも低いという現状でございます。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第10号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第11号

○議長（荒木正光君） 日程第18、議案第11号 令和元年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

杉山診療所事務長。

（提案理由の説明省略）

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は、歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

中川議員。

○10番（中川信幸君） 10番中川です。補正のあれを見ますと、当初1億約5,000万円を一般会計から繰り入れるというような数字、それが約5,000万円減額になったということで、1億を切ったというような一般会計の繰り入れということで、十分いい数字になったなと思ったんですけども、たまたまその外科医が途中で退職したとか、今聞きますと看護師も産休で休んだとか、そういった要因で一般会計から繰り入れ減額になったのか、そのあたりをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（荒木正光君） 杉山診療所事務長。

○診療所事務長（杉山結城君） 減額が大きく減少できた中にはその辺の数字のことも当然入っております。その他に、今回国保会計繰入金を大きく繰り入れとなりますけども、この中には入院患者数の受け入れを受けた結果により、繰入金も大きく増額しております。

ので努力によってということも入っております。

○議長（荒木正光君） 中川議員。

○10番（中川信幸君） 素晴らしい数字だなというふうに理解するわけですが、またことし4月1日から新しい内科医が来るとまた3人体制で、また人件費がふえるというようなことで、事務長の努力も理解してるわけなんですけど、引き続き収入を上げて経費を削減するように努力をしていただきたいなというようなことで、あまり過少の一般会計からの繰り入れを計画でしておきますと、また足りなくなって、また補正でふやしてやるようなことじゃなく、ある程度の一般会計繰り入れを年度当初にちょっと多めといったら言い方ちょっと悪いんですけど、そういったことの中で減額していく方が聞こえがいいのでいいかなと思うんですけど、その点についてもし考えがあればお願いします。

○議長（荒木正光君） 杉山診療所事務長。

○診療所事務長（杉山結城君） 余りよい例ではありませんけども、今回の新型コロナウイルスの問題で収入は大きく減少することはある程度予想されております。場合によっては医師の何らかの理由により診療所の運営に影響することもあります。これらの不測の事態を当然私の方でも考えておらなければなりませんので、新年度の運営に当たりましてもある程度の繰越金も想定しながら当然に考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 5番但野です。医療連携負担金の部分で質問いたします。この事業は平成27年度から今回の負担金と合わせて総額約8,300万円を経費としてかけております。この事業の負担金の支出に関しては当初から異論などがあり、また予算会計上の都度反対や不要の議論を交わされた経過があります。また、平成29年度予算審査特別委員会におかれましては否決されましたけども、本議会で可決された事実があります。また、一般質問等においても何人かの議員さんから見直すべきとの質問が何度かなされております。ここで質問いたします。今回でこの負担金は終了となるのか。もう1点、この事業が今回終了したということで検証されていると思いますけども、これだけの費用を投じた形の中で、当初の目的は達成できたのか。また、どのような効果があったのか。費用対効果などは検証されているのか。この2点についてお伺いいたします。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 私からお答えさせていただきたいと思います。まず、今回をもって負担金はなくなるということは事務長が説明したとおりでございます。行政はご承知のように、その時々における町情勢の中で町民のためのまちづくり事業、あるいは施策を議会の議決を得て執行するものと思っております。それゆえに、本件もそのときの状況にそって決定執行されたものととらえてございます。しかしながら、その結果と町民への影響から、私は就任に当たりまして病床の復活と救急患者に24時間受入体制を整えるべき

ものとの判断のもと、現在に至ってございます。多くの町民の皆さんからまたご理解と支持を得たものとも思っております。したがって、今ある現状を前向きに捉えまして、町民のために医師をはじめ、診療スタッフと力を合わせ、議会議員の皆さんの後押しを得ながら、今後も国保診療所の運営に一所懸命努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。ただ、これがお答えになったかどうかはちょっと分かりませんが、そういった過去を振り返らず、前を向いて進みたいという私の気持ちでご理解いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒木正光君） 但野議員。

○5番（但野裕之君） 町長答弁ありがとうございます。私も病床の無床化、24時間体制じゃなくなったことに関しましては、すごい不安を感じておりました。今の町長がこのような形に戻してくれたことを感謝しております。そうは言いつても、このように予算をかけて24時間体制でなくなり、また無床化という事業を展開したことは事実であります。今後、町長等の代わるなどの状況の変化がなれば、またこのような発想をもつ考えが出て来る可能性もあります。そのためにも8,000万円をふやした事業ですけれども、これをきちっと検証した中で後世に残すような形で継承しておくべきことだと思っておりますので、その部分の継承についてはどうお考えでしょうか。継承を残すべきだと思いますけれども。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） これは非常に難しい問題と思っております。ですから、その立場にあった患者の皆さんがどうとらえているかということも非常に大きな考え方になりますので、一概にそれをすべて継承するということはなかなかできないことかなというふうに考えてございますので、繰り返しとなりますけれども、過去のことは確かにそのことをやったことが先程申し上げましたように町民に不安を与え、結果としていいものではなかったというふうに私は捉えて、今の方向性を示してるわけですから、皆さんと一緒に前向きに進みたいということでご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（荒木正光君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第11号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

◎日程追加の議決

○議長（荒木正光君） ただいま町長から議案第 19 号 令和元年度新冠町一般会計補正予算が追加提出されました。

お諮りいたします。申し出のありました議案を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 19 号追加日程第 1 として取り扱うことに決定をいたしました。

議案配布のため暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2 時 4 8 分

再開 午後 2 時 5 0 分

○議長（荒木正光君） 会議を再開いたします。

◎追加日程第 1 議案第 19 号

○議長（荒木正光君） 追加日程第 1、議案第 19 号 令和元年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂本総務課長。

（提案理由の説明省略）

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

武田議員。

○4 番（武田修一君） 4 番武田です。消耗品のマスク等、手袋などもありますけれども、こういった場所で使用されるのか。それと消耗品、備品の数量及び予防対策として散布機等を使用する、想定してる場所はあるのか、それについてお伺いします。

○議長（荒木正光君） 鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） 私の方よりお答えいたします。まず、数量等でございますが、購入しようとする消耗品でございます。マスクにも 2 種類ございまして、N95 マスクというものと、サージカルマスクというものを購入する予定でございます。サージカルマ

スクにつきましては、インフルエンザ等発生した場合流行期におきます対応職員等の使用するものでございます。それからN95マスクにつきましては、感染者及び感染の疑いの濃い方に対して使用するマスクということになります。それから、手指消毒用の消毒液の購入、ゴム手袋、それから先ほど申しました感染者に対応する防護服セットというもの、それに付随するゴーグルであったり、長靴、それから消毒作業用、これは感染場所の消毒作業用及び予防策として使用する消毒にかかる消耗品です。タオルであったり、ハイター水であったり、スポンジ、スプレーボトル等の購入に使うものを購入する予定でございます。それから、噴霧器の使用場所につきましては、先ほど申し上げましたように、発生した場合その消毒を行う作業用として購入しようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（荒木正光君） 武田議員。

○4番（武田修一君） マスクの部分で、二種類あってN95マスクというのは説明もありましたけれども、医療機関で使用するという理解でよろしいのでしょうか。それと、このマスクは国の補助もあるやに聞きますけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（荒木正光君） 鷹觜保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹觜寧君） N95マスクでございますが、医療機関におきましては医療機関の責任において備蓄している部分があるかと思えます。今、申し上げましたこの部分私どもの予算要求する部分につきましては濃厚接触者、あるいは訪問などによって接触する機会があるかと思えますので、その場合に使用するという想定の数値。具体的にはN95ですと300枚ほど発注しようとするものでございます。それと国の補助の関係でございますが、今まさに国の補助の関係の取りまとめがきてございます。中身については発生した場合、その消毒作業にかかったという者に対して、基本的に補助をする内容となっておりますが、直近の通達では日高管内では発生している地域でありますことから、予防の方にも該当できるというような正式ではメール通知できているところでございます。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

竹中議員。

○6番（竹中進一君） エンジンつき噴霧器2台購入するというので、これは発生箇所を利用するというのでございますけれども、排気ガスの問題ですけれども、屋内では使われないということよろしいですか。

○議長（荒木正光君） 鷹觜保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹觜寧君） 現在購入しようとしている噴霧器でございますが、主に動力噴霧器というものでございまして、作業量的には200リッターのタンクからエンジン付の噴霧器で噴射するというんでしょうか、するものでございまして、想定としては屋外をメインに使用することになるかという想定をしてございます。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

武田議員。

- 4番（武田修一君） 予備費消耗品じゃないですけど、いいですか。
- 議長（荒木正光君） 内容聞いてから。
- 4番（武田修一君） ちょっと学校給食に関係しますけどもどうでしょう。
- 議長（荒木正光君） 先ほどの続きですか。山本教育長が答弁した続きということですか。
- 4番（武田修一君） 続きというよりは別ですけど、話は別です。
（「何事か」呼ぶ者あり）
- 議長（荒木正光君） 聞いてから判断したいと思います。
- 4番（武田修一君） 給食費に関する給食業務に関する対応、休校になったことでその給食に関する職員であるとか、食材の納入業者への対応。それと業者的にはこの未収になる期間があるということですから、それに関する部分であるとかということの質問ですけども、だめならいいですよ。
（「何事か」呼ぶ者あり）
- 議長（荒木正光君） いいですか。
山本教育長。
（「何事か」呼ぶ者あり）
- 議長（荒木正光君） 議題外として発言を中止させます。ほかございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。
引き続き討論を行います。
反対討論の発言を許可いたします。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより議案第19号について採決を行います。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。
（賛成者挙手）
- 議長（荒木正光君） 全員挙手であります。
よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎閉議宣告

- 議長（荒木正光君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれをもって散会いたします。
ご苦労さまでございました。

（午後 3時 1分 散会）